

障害者自立支援法の円滑施行に向けて

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

1 認定状況調査における障害程度区分の判定状況

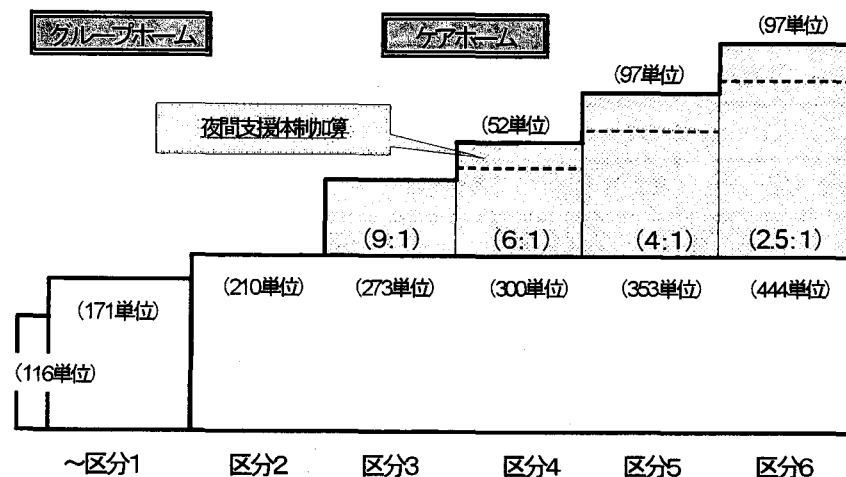
- 昨年、障害程度区分判定等試行事業を実施した自治体から、6月末までの判定結果報告を収集し、速報データとして結果を取りまとめた。
- 二次判定では約3分の1のケースで上位区分の変更が行われていた。
- 判定結果を踏まえ、自治体の参考となるよう「障害程度区分状態像の例」、「二次判定変更事例集」を作成した。

■ 全体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率 33.2%
	0.4%	10.8%	23.1%	23.4%	14.6%	11.3%	16.4%	
■ 身体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率 20.0%
	0.4%	10.5%	22.0%	18.5%	10.6%	12.6%	25.4%	
■ 知的	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率 43.0%
	0.3%	5.7%	15.0%	26.0%	21.3%	14.2%	17.6%	
■ 精神	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率 52.9%
	0.7%	19.6%	39.8%	28.3%	8.6%	2.1%	0.9%	

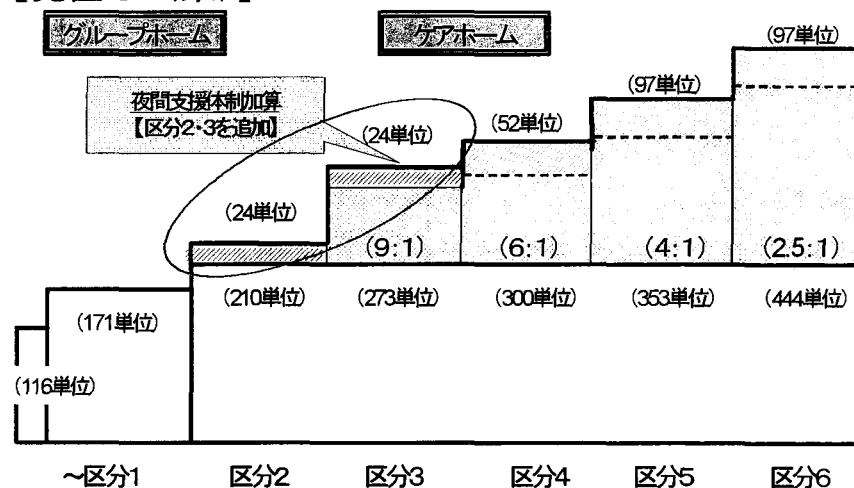
2 ケアホームの夜間支援体制等の強化

- 現在のグループホームの実態を踏まえ、夜間支援体制を確保しているケアホームの対象者すべて（現在案では区分4以上に限定）について報酬上、加算措置を講じることとする。

【当初（案）】



【見直し（案）】



- グループホーム利用者の入院・外泊に対応した加算措置を新たに創設する。

入院時支援加算	3日～6日	561単位 (月1回算定)
	7日以上	1,122単位 (")
帰宅時支援加算	3日～6日	187単位 (")
	7日以上	374単位 (")

3 入所施設の支援体制の強化

- 障害の程度が比較的軽い障害者の夜間支援体制については、当初案は宿直分の評価しか行っていないが、実態を踏まえ、夜勤対応を行っている施設については夜勤分の評価を行う。

【一人当たり施設入所支援報酬額】

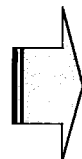
夜勤職員を2人配置した場合	188単位/日	(定員50人規模)	}
夜勤職員を1人配置した場合	138単位/日	(")	
宿直職員のみの場合	99単位/日	(")	

- 強度行動障害に関する加算措置について、こうした障害者が多数入所する施設について、その実態に適した内容となるよう見直しを行う。

(強度行動障害者一人につき一定額（生活介護サービス費（V）に移行した場合：15万円程度/月）を加算する方式に見直し)

【当初案】

- 強度行動障害者が1名以上いる場合であって、行動援護対象者が利用者全体の2割以上いる場合、28単位/日を加算

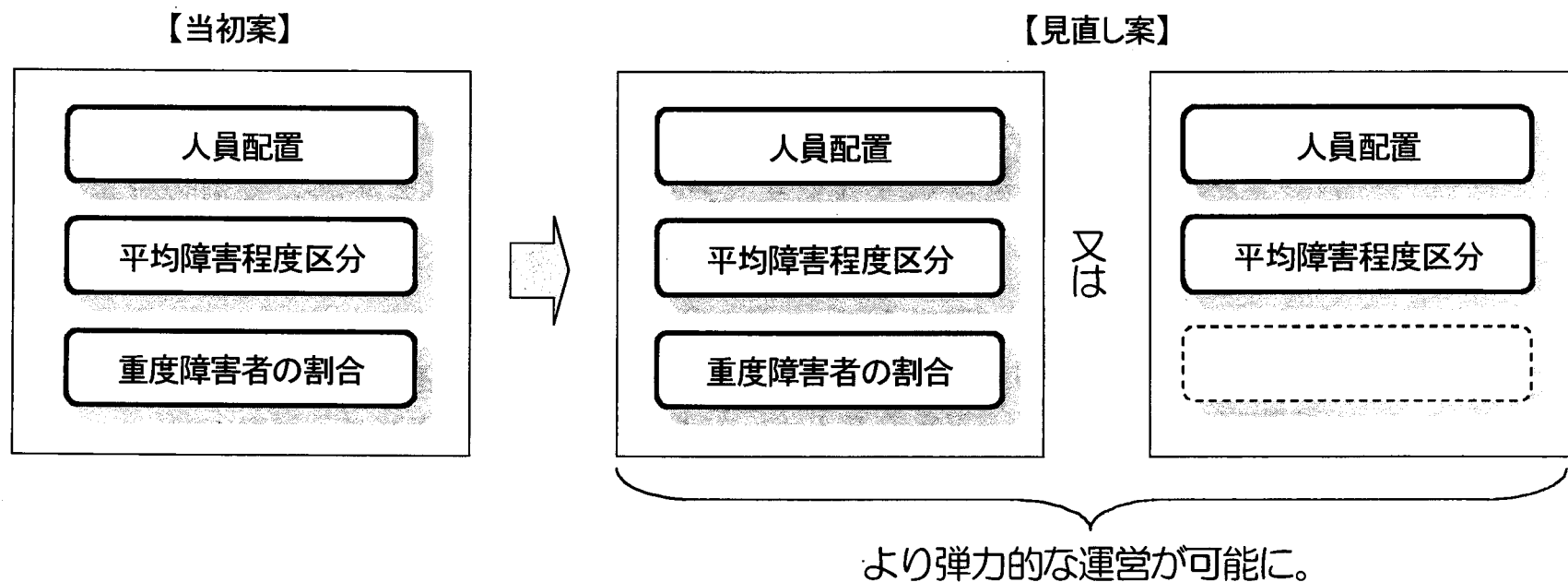


【改定案】

- 強度行動障害者1人につき、505単位/日（生活介護サービス費（V）に移行した場合）を加算

4 生活介護・施設入所の報酬算定要件の緩和

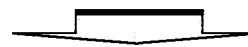
- 新体系への移行を容易にする観点から、①人員配置、②平均障害程度区分、③重度障害者の割合の3つの要件で報酬区分が設定される仕組みに加えて、重度障害者の割合に関わらず、報酬区分を選択できる仕組みを導入する。



<生活介護の報酬単価>

【当初案】

区分	報酬単価				平均障害程度(※)	サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上		
生活介護サービス費(I)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護サービス費(II)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位		区分6の者が50%以上
生活介護サービス費(III)	955単位	924単位	891単位	877単位		区分6の者が40%以上
生活介護サービス費(IV)	846単位	817単位	789単位	776単位	平均区分4.5以上	3:1以上
生活介護サービス費(V)	770単位	736単位	718単位	704単位		区分5・6の者が50%以上
生活介護サービス費(VI)	696単位	667単位	645単位	633単位	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(VII)	650単位	618単位	601単位	588単位		区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(VIII)	606単位	578単位	564単位	551単位	平均区分4.0未満	4:1以上
生活介護サービス費(IX)	577単位	546単位	533単位	522単位		区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(X)	547単位	515単位	510単位	496単位		区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(XI)	502単位	473単位	460単位	446単位	経過措置利用者	区分5・6の者が20%以上
						6:1以上
						10:1以上



【改定案】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)		
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			平均区分5.0以上	平均区分4.5以上	平均区分4.0以上
生活介護サービス費(I)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	利用者60人以下 1人以上 (以降40人又はその 端数を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	又は	平均区分5.5以上	区分6の者が60%以上	
生活介護サービス費(II)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位			平均区分5.3以上5.5未満	区分6の者が50%以上	
生活介護サービス費(III)	955単位	924単位	891単位	877単位			平均区分5.1以上5.3未満	区分6の者が40%以上	
生活介護サービス費(IV)	846単位	817単位	789単位	776単位			平均区分4.9以上5.1未満	3:1以上	
生活介護サービス費(V)	770単位	736単位	718単位	704単位			平均区分4.7以上4.9未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
生活介護サービス費(VI)	696単位	667単位	645単位	633単位			平均区分4.4以上4.7未満	区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(VII)	650単位	618単位	601単位	588単位			平均区分4.1以上4.4未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(VIII)	606単位	578単位	564単位	551単位			平均区分3.8以上4.1未満	区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(IX)	577単位	546単位	533単位	522単位			平均区分3.5以上3.8未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(X)	547単位	515単位	510単位	496単位			平均区分3.5未満	区分5・6の者が20%以上	
生活介護サービス費(XI)	502単位	473単位	460単位	446単位			経過措置利用者	10:1以上	

いずれかを選択

5 報酬日額化導入に伴う影響緩和関係（既施行分への対応）

（1）入所施設の入院時の報酬上の評価

- 施設入所者が、身寄りがない等のために入院中の支援を受けた場合に、報酬上、加算措置を講じる。（障害児施設についても同様の措置を講じる。）

入院・外泊時には6日を限度に320単位／日が算定されていることから、この6日間を超えた下記の入院日数に応じて算定

6日以内の入院があった場合	……………	561単位	（月1回算定）
7日以上入院があった場合	……………	1,122単位	（月1回算定）

（2）通所施設が行う通所以外の支援（家庭訪問）の評価

- 利用者が継続して通所できない場合に、施設職員が家庭を訪問し、利用者又は家族へ必要な支援を行った場合に報酬上評価を行う。

（ 月2回を限度に1回当たり	……………	1時間まで	187単位	）
	……………	1時間超	280単位	

（3）通所施設の定員規制の緩和

- 通所施設について、新たな利用者の受け入れを可能とする観点から、定員の1割増まで（現在は5%増まで）の利用を認める（平成19年度末までの経過措置）。

（4）激変緩和措置の取扱いの見直し

- 旧体系サービスに係る従前額の80%の最低保障措置について、来年度以降、保障水準を段階的に引き下げていくこととされているが、この取扱いについては凍結し、80%を維持する。

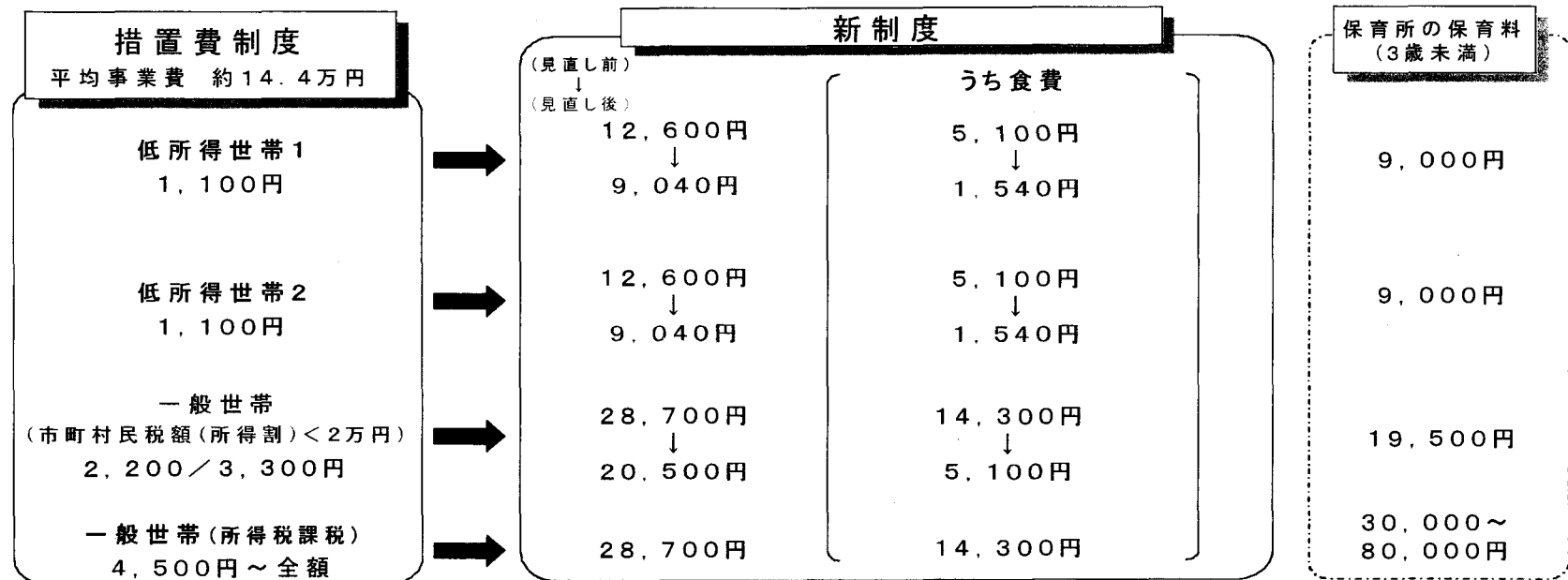
6 障害児施設関係（10月施行分への対応）

(1) 利用者負担の見直し

- 学齢期前の障害児に係る通所施設の利用者負担を、保育所の保育料程度の負担水準に抑えるとともに、入所施設の利用者負担の軽減措置の対象範囲を市町村民税額（所得割）が2万円未満の世帯まで拡充する。（平成21年3月末までの経過措置）

<通所施設>

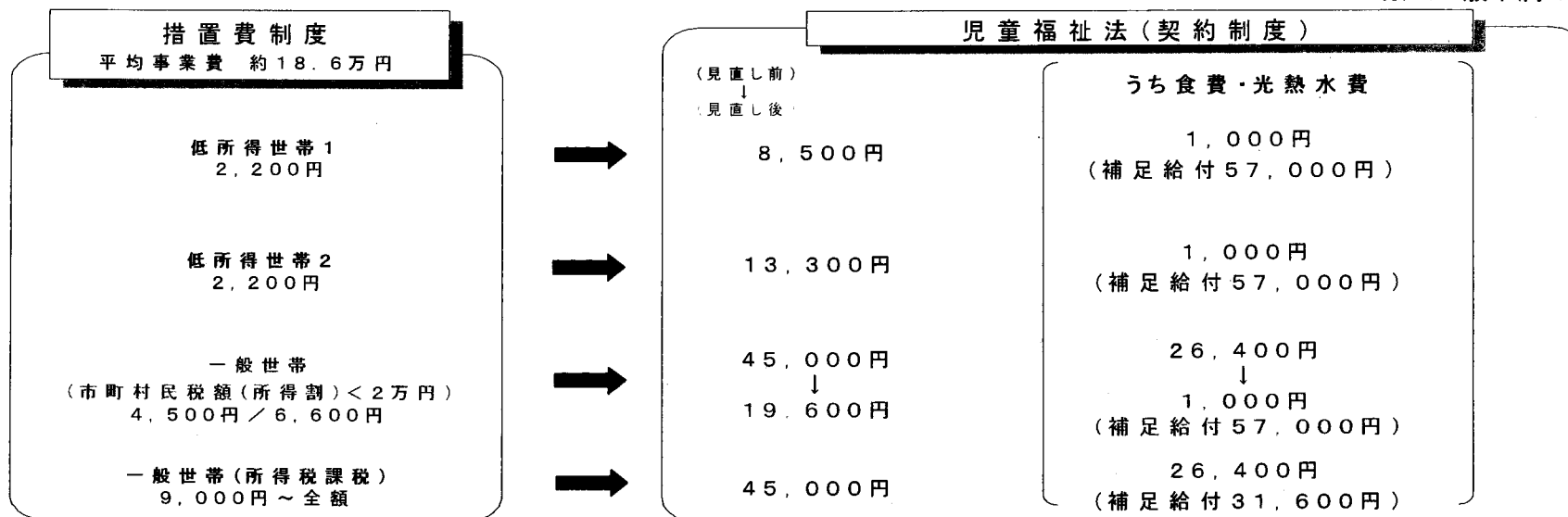
- ・ 学齢期前の障害児に係る通所施設につき、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準となるよう食費負担軽減措置を拡大。



<入所施設>

- ・ 障害児を養育する世帯については他の世代に比べて若い世帯が多いことに特に配慮し、育成医療の負担軽減措置を踏まえ、市町村民税所得割額 2 万円未満世帯まで、食費・光熱水費の軽減措置を拡大。

※ 18 歳未満の場合

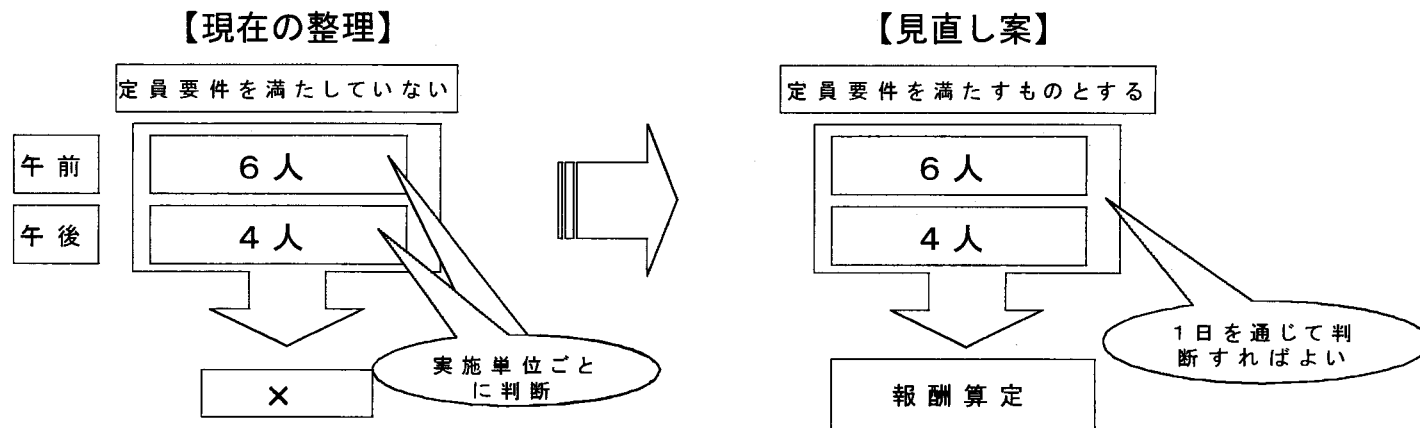


(2) 児童デイサービスの定員要件の緩和

- 地域において、発達障害児も含め充実した早期療育支援が実施しやすいように、少子化の影響を踏まえ、児童デイサービスの最低定員要件を緩和する。

<見直しの考え方>

- ・ 当初案では最低定員要件を各クラス毎に 10 人以上としていたが、これを 1 日の利用定員の合計数が 10 人以上で可とし、同日に複数クラスを実施する場合には、クラス定員数の合計が 10 人以上であれば可とする。



(3) 障害児入所施設における夏休み帰省時等の報酬上の評価

○ 障害児の入所施設における帰省時の報酬上の取扱いについて、学校の夏季休暇等において、障害児を帰省させることが親子関係の維持に必要であるという障害児の特殊事情を踏まえた措置を講じる。

- ◇ 1月につき、6日まで 320単位/日 (障害者と同様の扱い)
- 7日から12日まで 160単位/日 (障害児のみ)

○ 乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に、家庭連携加算を算定することができることとする。

- ◇ 月2回を限度に1回当たり 1時間まで187単位
- 1時間超 280単位